

第3章

第5期地域福祉計画策定の基本的な考え方



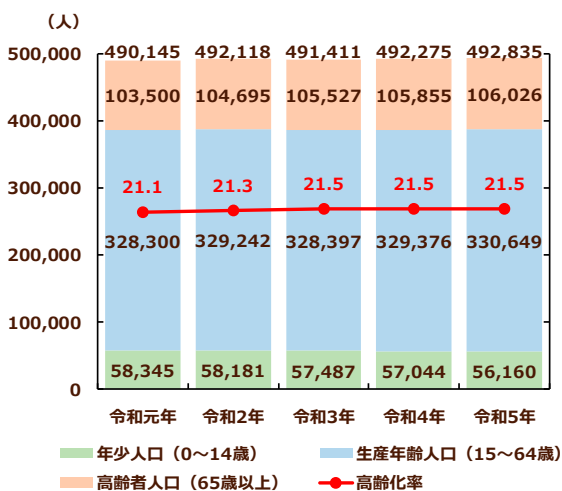
1 市川市の地域福祉を取り巻く状況（統計データ）

（1）人口と世帯の状況

本市では人口が増加傾向にあり、令和5年9月末には492,835人となっています。年齢3区分別で見ると、年少人口は減少しているのに対し、生産年齢人口及び高齢者人口が増加し、高齢化率は近年横ばいとなっています。

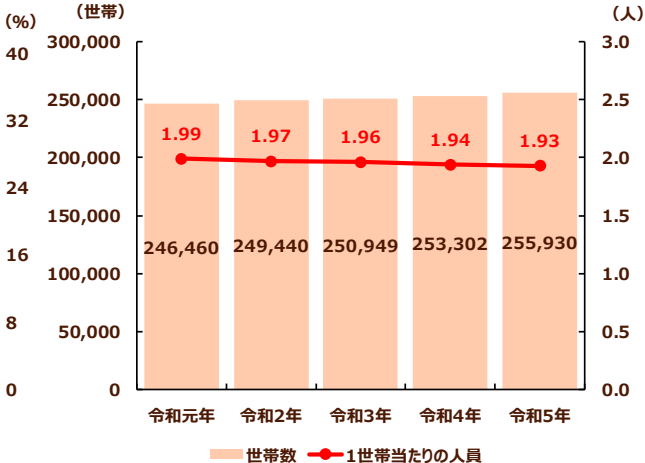
世帯数をみると、人口増加に伴い、増加しているものの、1世帯当たりの人員は微減となっています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



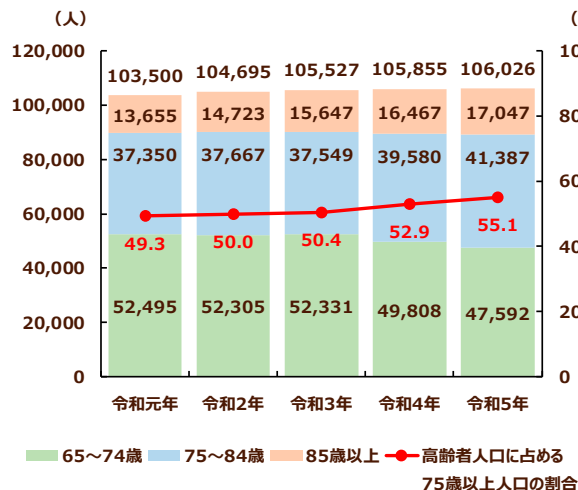
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

（2）高齢者の状況

高齢者人口は年々増加し、令和5年9月末には106,026人となっています。高齢者人口に占める75歳以上人口の割合も増加し、令和5年9月末には55.1%となっています。

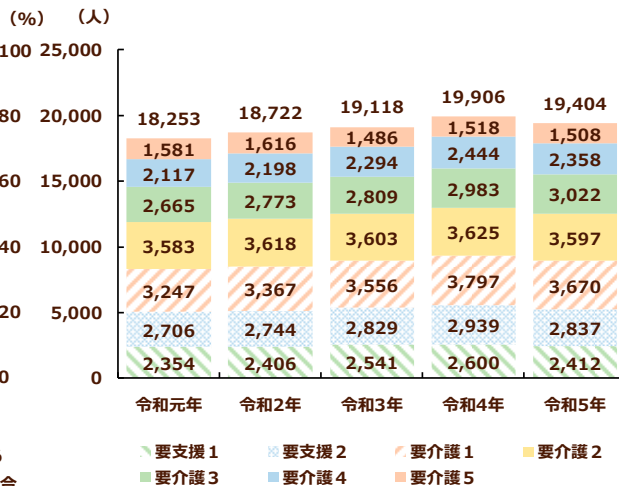
要支援・要介護認定者は年々増加していましたが、減少に転じ、令和5年9月末には19,404人となっています。

【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【要支援・要介護認定者数の推移】



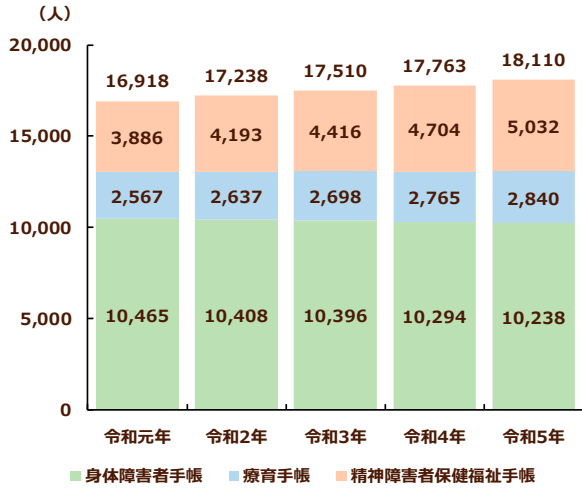
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和5年3月末には18,110人となっています。

障害者手帳別にみると、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加している一方で、身体障害者手帳所持者は減少し、令和5年3月末には10,238人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



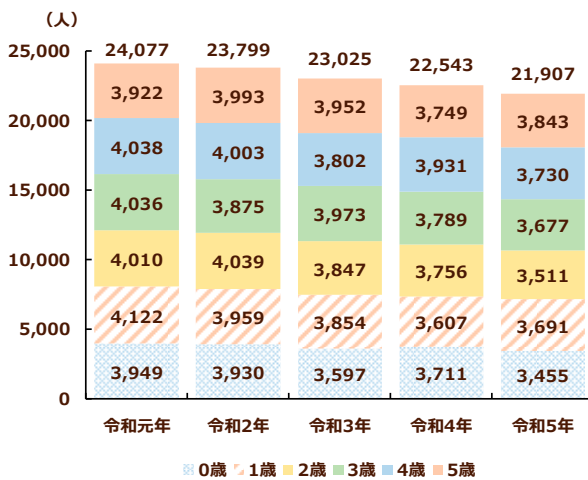
資料：障がい者支援課（各年3月末現在）
各手帳の重複所持者は各々で計上している。

(4) こども・出生の状況

就学前児童数は年々減少し、令和5年9月末には21,907人となっています。

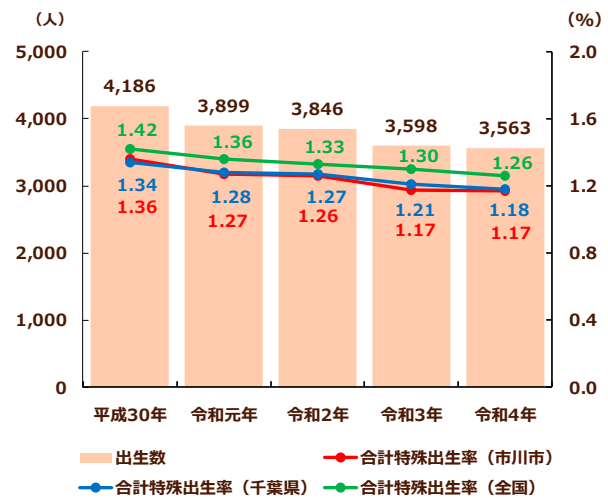
合計特殊出生率も減少傾向にあり、全国及び千葉県を下回り、令和4年度は1.17%となっています。

【就学前児童数の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【合計特殊出生率の推移】



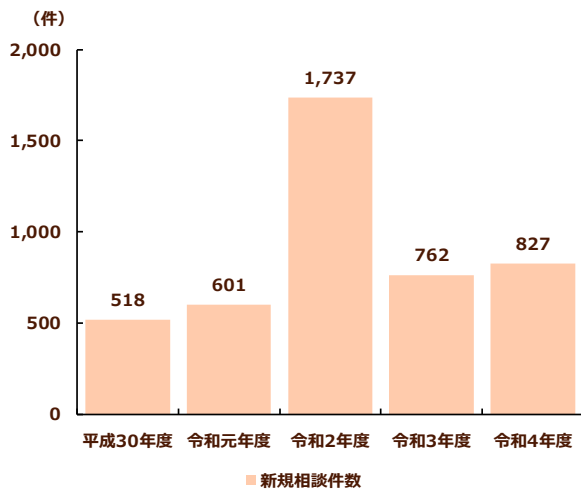
資料：千葉県健康福祉部

(5) 生活困窮者等の状況

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による住居確保給付金の急増に伴い、令和2年度に急増した後、令和3年度に減少に転じましたが、依然として増加傾向にあり、令和4年度は827件となっています。

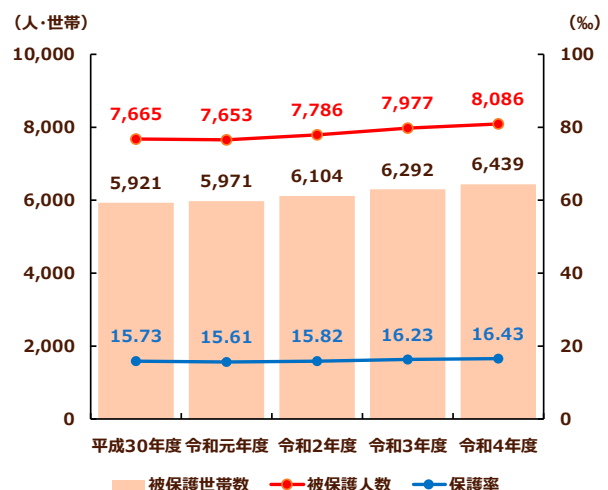
被保護世帯数、被保護人数及び保護率は、年々増加し、令和4年度にはそれぞれ6,439世帯、8,086人、16.43%となっています。

【自立相談支援の新規相談件数の推移】



資料：地域共生課

【被保護数と保護率の推移】



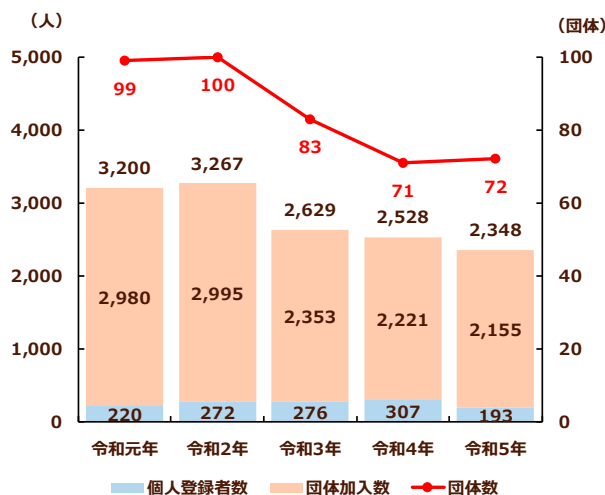
資料：生活支援課

(6) ボランティアの活動状況

市川市社会福祉協議会が事務局を務める地域福祉・ボランティアセンターに登録されている団体及び個人ボランティア数は、令和3年度以降、減少傾向にあります。

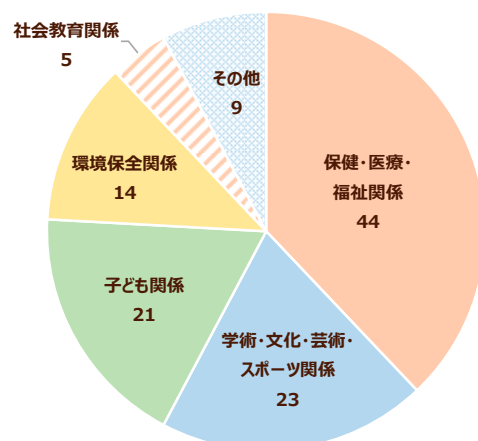
登録団体の活動分野をみると、保健・医療・福祉関係、学術・文化・芸術・スポーツ関係、子ども関係が多くなっています。

【地域福祉・ボランティアセンター登録数の推移】



資料：地域福祉・ボランティアセンター（各年3月末現在）

【ボランティア登録団体の活動分野】



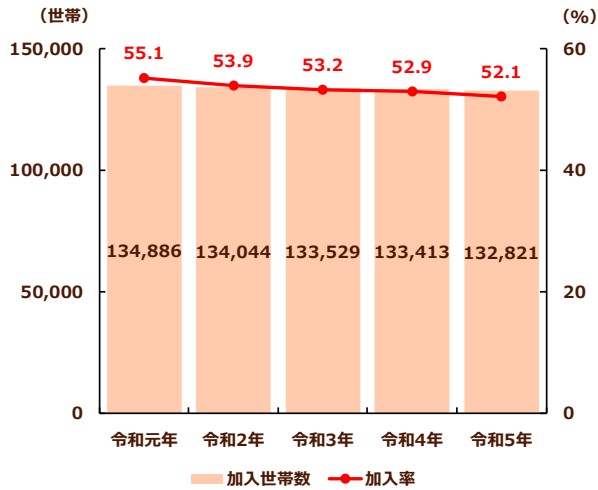
資料：地域福祉・ボランティアセンター（各年3月末現在）

複数の活動分野に分類される登録団体は各々で計上している。

(7) 自治(町)会加入世帯と加入率

自治(町)会の加入世帯数及び加入率は年々減少し、令和5年には加入世帯数が132,821世帯、加入率が52.1%となっています。

【自治(町)会の加入世帯数と加入率の推移】



資料：地域振興課（各年4月1日現在）

2 市民等アンケート調査の実施と課題

第5期市川市地域福祉計画の策定にあたり、「地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年度）」を実施しました。

このアンケートから、市民等の視点から見た地域福祉に対する意識・ニーズの基本動向を把握・分析し、そこから導き出される課題を整理し、第5期計画における施策の展開に活用します。

なお、アンケート結果の詳細は、市公式 Web サイトで公表しています。（下記 URL または右下の二次元コードからアクセスできます）

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/wel01/file/0000419383.pdf>



対象	項目	内容
①市民（Web 回答）（※）	抽出方法	市内在住の市民
	調査方法	Web 回答 【調査時期：令和4年8月～9月】
	対象者数	－
②市民（紙回答）（※）	抽出方法	市内在住の65歳以上の市民を無作為抽出
	調査方法	郵送配布－郵送回収 【調査時期：令和4年9月】
	対象者数	300人
③ボランティア団体・NPO法人	抽出方法	市川市ボランティア協会会員及び市内の千葉県認証NPO法人（保健・医療・福祉又はこどもの健全育成に関連のある団体）
	調査方法	郵送配布－郵送回収、Web 回答 【調査時期：令和4年9月】
	対象者数	123団体
④民生委員・児童委員	抽出方法	市川市において民生委員・児童委員を務めている方
	調査方法	8月の地区民生委員児童委員協議会の各地区の会長に説明し、9月の地区民生委員・児童委員協議会で配布。10月の地区民生委員・児童委員協議会の際に回収（Web 回答も可） 【調査時期：令和4年9月～10月】
	対象者数	460人（全員）
⑤福祉委員	抽出方法	市川市において福祉委員を務めている方
	調査方法	「相談員会議」等、地区における会議の際に配布する等、地区において個別に配布・回収方法を工夫して実施（Web 回答も可） 【調査時期：令和4年9月～10月】
	対象者数	690人（全員）

※①市民（Web 回答）と②市民（紙回答）の設問は全て同じ。

【配布・回収】

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①市民（Web 回答）	—	681	—
②市民（紙回答）	300	148	49.3%
③ボランティア団体・NPO 法人	123	63	51.2%
④民生委員・児童委員	460	426	92.6%
⑤福祉委員	690	331	48.0%

※有効回答率は小数点第2位を四捨五入したものです。

アンケート調査から見てきた課題は、以下のとおりです。

【課題1】 地域福祉に関する情報提供の不足と身近な相談窓口の充実

アンケート調査結果では、以前より福祉に関する情報提供は進んでいるものの、地域活動の充実のためには十分でないと感じている地域住民が多くいました。

本市が優先すべき取組として挙げる意見も多く、市公式 Web サイトをはじめ、SNS など様々な媒体を活用した広報など、福祉に関する情報を幅広く・効果的に発信していくことが重要です。

また関連して、複雑かつ多様化する福祉ニーズへの対応や、地域課題の把握にあたっては、住民が身近に相談できる窓口の充実を図り、福祉に関する情報提供の促進も並行して進めていくことが求められています。

【課題2】 自治（町）会の加入世帯の低下

自治（町）会の加入率については、市民の中でも高齢者の加入者は多い傾向であり、地域ごとにばらつきもみられました。

自治（町）会をはじめとした様々な地域コミュニティの活動は、地域福祉を推進していく上での基礎となります。

アンケートでは、前回の調査と比較して自治（町）会の加入率が上昇していますが、実際の加入率は減少しており、引き続き自治（町）会活動の活性化や会員確保への取組の強化が求められています。

【課題3】 高齢者の近所づきあい、交流の機会の減少

近所づきあいについては、市民の7割程度が、ある程度の近所づきあいがあると回答されていましたが、高齢者の回答では「ほとんど近所づきあいはない」との回答が、前回（平成28年）調査時の7.8%から今回9.5%に微増しており、高齢者の社会的孤立の進行が懸念されます。

一般的に、家族構成や生活様式の変化（核家族化、共働き世帯の増加等）によって近隣同士の交流減少や、コロナ禍によるお祭り・イベントの開催中止等により、地域の交流機会が減っていることも考えられますが、特に高齢者については筋力の低下による「閉じこもり」も懸念されるため、注意が必要です。

このため、日頃からのあいさつ・声かけ運動や見守り活動、身近な支え合い活動などを通じて、地域住民同士の繋がりを深め、住みよい地域づくりをしていく必要があります。

また、地域住民が地域福祉について「自分事」として意識を高めることや、地域活動の担い手を増やしていくには、イベントや住民同士の交流の機会を設けることが重要と考える意見も多く上がっていました。

【課題4】 災害時に地域住民が相互に助け合うために必要な日常的な取組

災害時には、要介護高齢者や障がい者といった支援を必要とする方々への声かけを行うなど、適切な避難の体制を作っていくことが重要です。

アンケート調査結果では、近年の自然災害の頻発・激甚化を受け、住民の自然災害への不安の高まりがみられました。

併せて、「避難行動要支援者」の把握についても高い意識を持たれており、6割程度が把握しておくべきと考えており、災害時に加えて、日常生活に支障がある際の援助を受けたいという声も多くなっています。

【課題5】 地域ケアシステムやコミュニティワーカーの認知度の低迷

地域ケアシステムについては、民生委員・児童委員やボランティア団体・NPO法人における認知度は比較的高い傾向にありましたが、前回調査より「知らない」が増加しました。

一方で、市民の認知度はこれまでと同様に低く、本市の広報や市公式Webサイトを活用した情報発信の強化を求める声が多く上がっています。

また、コミュニティワーカーを配置していることを把握していない割合も多く、今後広く情報発信していくことが求められています。

3 第5期計画の基本的な考え方

第5期市川市地域福祉計画は、主に以下の4つの事項を踏まえて策定します。

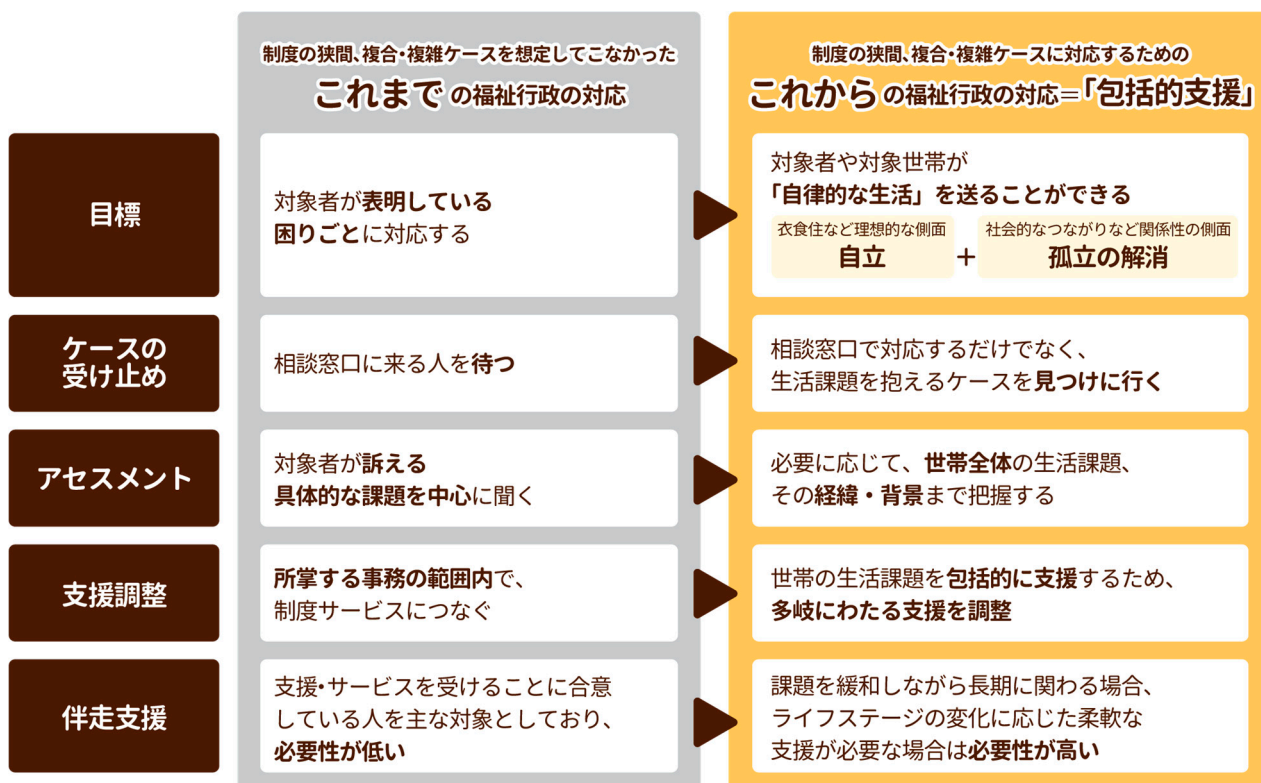
- ①本市の地域福祉を取り巻く状況（現状と課題）
- ②地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年度）の結果
- ③本市が推進する「地域福祉を推進するための仕組み」（地域ケアシステム）
- ④地域共生社会の実現（市町村地域福祉計画策定ガイドライン）



2020（令和2）年の改正社会福祉法で、第4条第1項に、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」とされました。

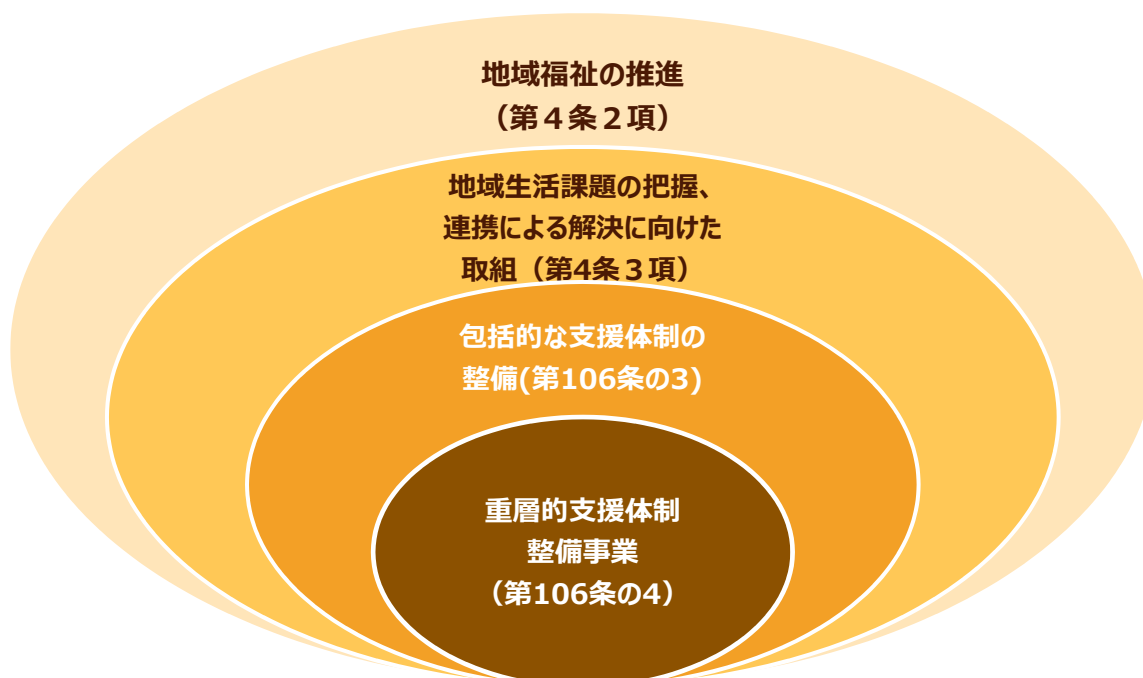
「共生」を目指すためには、地域性や文化的な価値観、地域住民や地域活動団体における人間関係など、複雑な事情により相容れることが難しい状況でも、その状況に向き合い、葛藤を抱えながらも対話を重ねて理解を深め、乗り越えるための不断の努力が必要です。

<福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」>



また、行政による包括的な支援体制の整備について、その努力義務を具体化する一手法として創設された「重層的支援体制整備事業」について、本市では 2023（令和 5）年 7 月より実施したことを踏まえ、第 5 期計画ではその実施する取組を盛り込みます。

地域共生社会の実現（社会福祉法第 4 条 1 項）



4 新たな基本理念・行動指針

第4期計画の基本理念は、「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」でしたが、第5期計画では、35ページのとおり、計画策定において考慮する4つの事項を踏まえ、基本理念について、本市の地域福祉を推進するために「こうあるべき」と考える根本的な概念として整理し、本市でも「地域共生社会の実現」を目指すため、以下のように改めます。

第5期市川市地域福祉計画 基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す



また、第4期計画の行動指針は「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」としていましたが、第5期計画から基本理念を改めることに併せて、行動指針を「基本理念を体現する具体的な行動を明文化するもの」として整理し、以下のように改めます。

第5期市川市地域福祉計画 行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

「個人の尊重」は、社会福祉法第4条第1項の「個性を尊重し合い」から引用しており、また、「多様性を認め合う」ことは、すべての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から守り、社会の構成員として包み支え合うための意識がけとして必要なものです。

「それぞれの役割」では、「自助（一人ひとりの役割）」、「互助・共助（地域の役割）」、「公助（行政の役割）」を踏まえ、各自が行動、参加することで、地域福祉を強力に推進します。

5つの基本目標（38ページ）とそれに向かう19の施策の方向において、自助、互助・共助、公助の観点から、それぞれの役割について、この計画に盛り込みます。

5 基本目標と施策の方向の見直し

(1) 基本目標の表現の見直し

第5期計画の基本目標は、第4期計画の基本目標と同じく5つ設定していますが、第4期計画の基本目標を継承しつつ、地域共生社会の実現のためにそれぞれが行動することを表すため、語尾の結びを「共につくる」と改めます。

基本目標	第4期計画	第5期計画
基本目標Ⅰ	安心と信頼のあるまちづくり	安心と信頼のあるまちを <u>共につくる</u>
基本目標Ⅱ	参加と交流のまちづくり	参加と交流のあるまちを <u>共につくる</u>
基本目標Ⅲ	安全とうるおいのあるまちづくり	安全とうるおいのあるまちを <u>共につくる</u>
基本目標Ⅳ	自立と生きがいづくり	生きがいを感じるまちを <u>共につくる</u>
基本目標Ⅴ	地域福祉推進の基盤づくり	地域福祉推進の基盤を <u>共につくる</u>

(2) 施策の方向の見直し

第4期計画では5つの基本目標に対し19の施策の方向を定めましたが、第5期計画では地域共生社会の実現をテーマとするため、文言等の修正を含めた見直しを行い、同数の19の施策の方向を定めました。

見直した施策の方向の番号	第4期計画	第5期計画
1	情報の提供	地域福祉に関する情報の提供
2	地域における相談体制・生活支援の充実	相談支援体制の充実
3	地域医療・福祉の充実	地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
5	サービスの質の向上	福祉サービスの質の向上と虐待の防止
8	ボランティア・NPO活動の推進	ボランティア・NPO活動の推進と社会参加の促進
9	快適空間のあるまち	犯罪の防止と立ち直りの支援
10	道路・歩道のバリアフリー化	バリアフリーの推進
11	住環境の整備	居住環境の整備
13	就労と社会的自立の支援	就労と生活困窮者への支援
14	生涯学習環境の充実	自殺防止に対する包括的な支援
15	移動の自由の確保	地域の居場所づくり
17	地域活動の担い手の確保と育成	地域福祉活動の担い手の確保と育成

6 SDGsの考え方

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015（平成27）年9月の国連サミットにて全会一致で採択されたものです。

本市も、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障に賛同しており、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画においても、基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



7 福祉圏域について

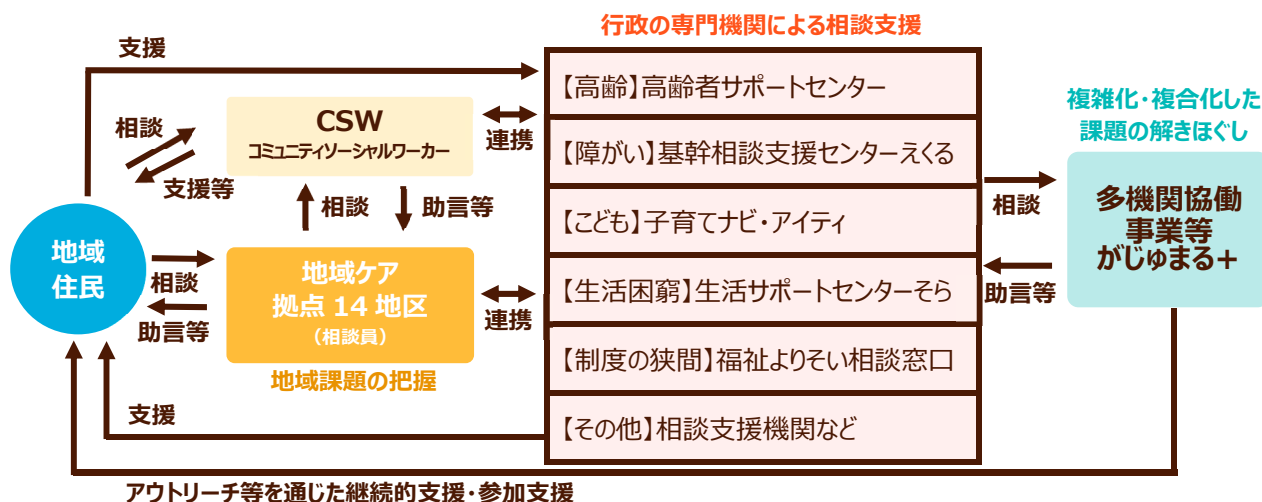
福祉圏域とは一般的に、地域福祉を推進するために、必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲とされています。

本市では、市独自の取組である地域ケアシステムを推進するため、市内を14に区分した地区社会福祉協議会の活動地区を「小域福祉圏」として設定し、その活動拠点（地域ケア拠点）を1地区に1箇所ずつ設けていましたが、2016（平成28）年6月にエリアの広い南行徳地区に2つ目の拠点を開設しました。



14地区（圏域）にはそれぞれ地域ケア拠点があり、そこでは地域に身近な相談を受け付ける「相談員」がいて、複雑化・複合化した課題は行政の「専門職」につなぐ事により、本市は包括的な相談支援体制を構築しています。

本市の包括的な相談支援体制の図



以前から、本市では適切な福祉圏域の設定について検討していましたが、本市全般としての目指すべきコミュニティ像が不明瞭であるため、議論が進んでいませんでした。

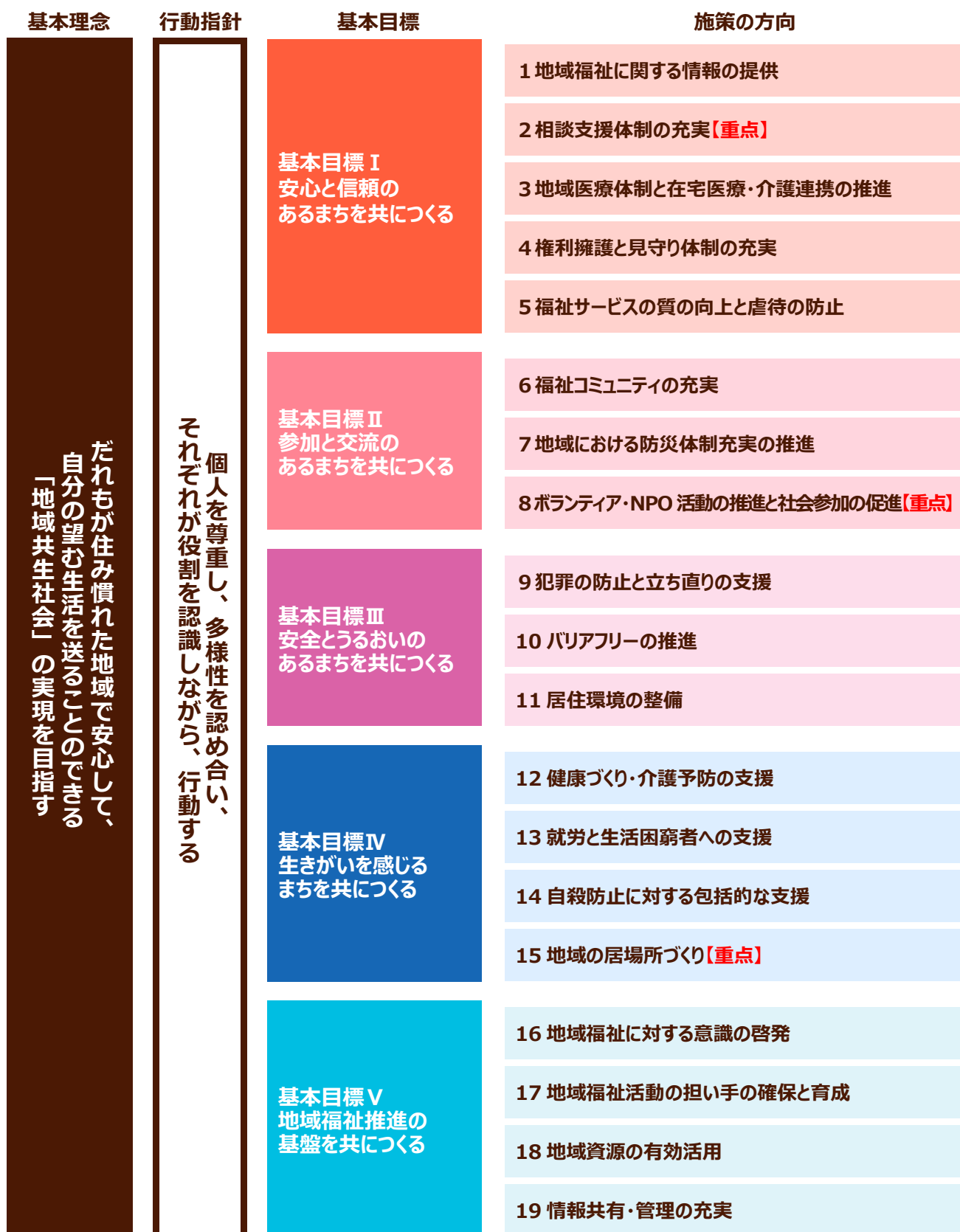
一方、2017（平成 29）年に国が「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定し、市町村における包括的な支援体制を整備していく上での「住民に身近な圏域」として、この圏域において、①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備すること、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することとされました。

このガイドラインを踏まえ、第5期計画では、本市における適切な「福祉圏域」について、国が示す「住民に身近な圏域」と合わせることにし、地域福祉の関係者が集い、地域の課題を解決する場でもある「地域ケアシステム推進連絡会」や、「地域に身近な相談機能」を持つ地域ケアシステムの活動拠点を中心とした区域である14の小域福祉圏を、適切な福祉圏域＝住民に身近な圏域として設定します。

なお、これ以外に市内で圏域（区域）が設定されている主なものは、下表のとおりです。

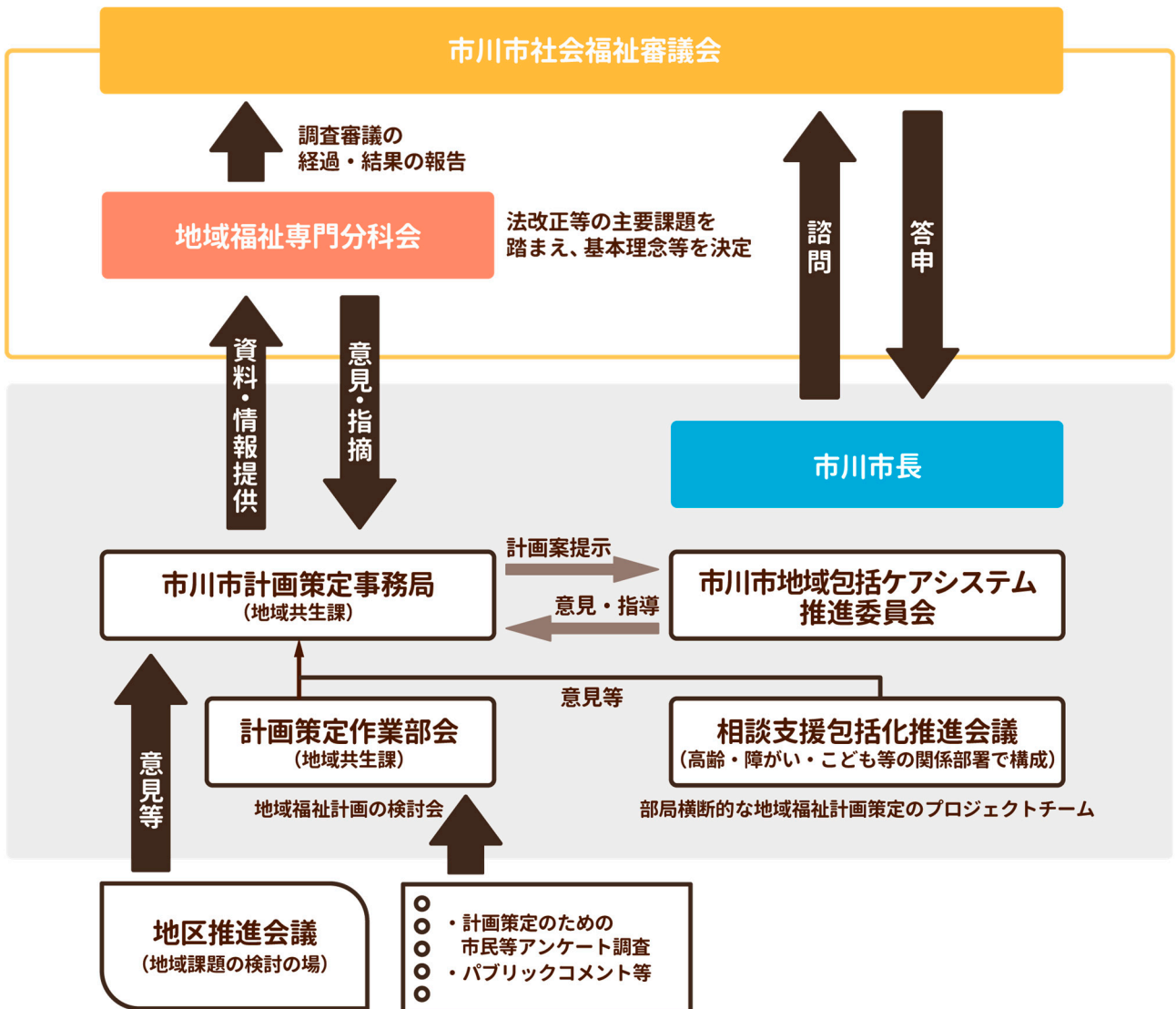
圏域（区域）の名称	圏域（区域）の内容
市川市自治会連合協議会 地区連合会	14 地区
市川市高齢者サポートセンター (地域包括支援センター) 担当圏域	15 圏域
日常生活圏域 (介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して本市が定めるもの)	15 圏域 (令和6年3月までは4圏域)
市川市民生委員・児童委員地区協議会	18 区域
教育・保育提供区域 (教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域)	3 区域、13 地区 (北部・中部・南部)
市立小学校の通学区域	39 区域
市立中学校の通学区域	16 区域

8 計画体系図



(※) 特に重点的に予算や人材等を配分していくこととしている施策の方向には、【重点】の表記があります。

9 計画策定体制



(1) 計画策定のための市民等アンケート調査

市民、ボランティア団体・NPO 法人、民生委員・児童委員、福祉委員のそれぞれの視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 地区推進会議

各地域で地域福祉活動をされている方の視点から、地域課題・必要な施策の検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、計画案を広く市民にお知らせして、意見の募集を行った結果、貴重な意見をいただき、参考とさせていただきます。

(4) 計画策定作業部会の設置

2023（令和 5）年度に新設された地域共生課において、第 5 期計画の内容を検討する作業部会を設置しました。

(5) 地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム推進のための施策について検討し、原案に反映させました。

(6) 社会福祉審議会及び地域福祉専門分科会【諮問及び答申】

本計画の策定にあたり、2023 年 7 月 5 日に、社会福祉審議会に諮問を行いました。この審議会は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉に関する事項について市長の諮問に応じ調査審議を行っています。

また、地域福祉に関することを調査審議する部会として、地域福祉専門分科会を設置しています。

審議会及び専門分科会では、計画策定にあたり、第 4 期計画策定以降の法改正や国の通知、主要課題を踏まえ市民等アンケート調査やパブリックコメントにより寄せられた意見などを参考に、調査審議を行いました。

2024（令和 6）年 2 月 13 日に「第 5 期市川市地域福祉計画（令和 6～11 年度）」について、市川市社会福祉審議会から答申を受けました。

(7) 策定

市川市社会福祉審議会から答申を踏まえ、本計画を策定しました。